

個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日施行に伴い、
令和7年1月10日現在、生活衛生課医務薬事衛生担当で閲覧できる情報は以下の通りです。

業種	令和5年4月1日以降
薬局	閲覧可
店舗販売業(薬店)	
診療所	
歯科診療所	
助産所	
施術所	<u>令和6年12月以降の 新規施設のみ閲覧可※1</u>
歯科技工所	<u>閲覧不可※2</u>
衛生検査所	

- 薬局、診療所、歯科診療所、助産所については、所管とする薬機法、医療法に行政の情報開示の規定があるため、従来どおりの公開をさせていただきます。
- 薬店については、事業者より承諾をいただいた施設や個人情報に該当しない施設を情報公開させていただきます。
- ※1 施術所の開設届の様式変更に伴い、事業所より承諾をいただいた令和6年12月以降の新規施設については情報公開させていただきます。その他情報については、※2同様、区政情報コーナーでのお手続きをお願いいたします。
- ※2 歯科技工所、衛生検査所の情報開示を希望される方は、区政情報コーナーにて情報提供申出書又は情報開示請求をしていただければ、情報開示の対応をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。